一　地域再生計画の作成主体の名称　兵庫県及び朝来市
二　地域再生計画の名称　人と緑　心ふれあう交流のまち　朝来市（第二期）
三　地域再生計画の区域の範囲　朝来市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百四十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第百十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　和歌山県及び橋本市並びに和歌山県伊都郡かつらぎ町及び九度山町
二　地域再生計画の名称　高野山麓フルーツの里再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　橋本市並びに和歌山県伊都郡かつらぎ町及び九度山町の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百五十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十五年内閣府告示第百十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　鳥取県及び鳥取市
二　地域再生計画の名称　『連携・安心による因幡のまちづくり』
三　地域再生計画の区域の範囲　鳥取市及び鳥取県岩美郡岩美町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百五十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第百号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　島根県並びに島根県隠岐郡海士町及び隠岐の島町
二　地域再生計画の名称　日本海をまたぐ自然、伝統文化に恵まれた「生涯現役で働けるみなとづくり」計画
三　地域再生計画の区域の範囲　松江市並びに島根県隠岐郡海士町、知夫村及び隠岐の島町の区域の一部（七類港、重栖港、西村港、伊後港、飯美港、長尾田港、諏訪港、須賀港、来居港、美保関漁港、犬来漁港、大久漁港及び菱浦漁港）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百五十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第百二号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　岡山県及び高梁市
二　地域再生計画の名称　活力と魅力ある高梁まちづくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　高梁市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百五十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第百十三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　岡山県及び真庭市
二　地域再生計画の名称　水と緑　人と文化を未来につなぐ　賑わいの『杜市』真庭づくり計画
三　地域再生計画の区域の範囲　真庭市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百五十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第百三号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　岡山県、備前市及び赤磐市並びに岡山県和気郡和気町
二　地域再生計画の名称　東備地域の資源を活用した都市と農村の交流促進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　備前市及び赤磐市並びに岡山県和気郡和気町の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定める支援措置のうち、地域再生計画の目標を達成するために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　地域再生基盤強化交付金（四の五①）

○内閣府告示第二百五十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第七条第二項で準用する同法第五条第十五項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第百十五号をもって公示した地域再生計画の変更を平成二十七年三月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年四月二十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三